

全国の児童相談所が一時保護した8427件のうち、73.7%は所内一時保護を行い、26.3%は委託一時保護であった。また委託一時保護のうち51.6%は児童養護施設であり、乳児院が15.5%、里親が8.4%であった。

この研究では委託一時保護の実態を調査するため、一時保護を行う児童相談所と委託一時保護を受けた機関の両方に調査票を送った。

そのうち委託保護を受けた施設の意識調査の結果は(表-12)の通りで、施設種別により受け止め方が違うことが分かった。特に一度委託一時保護を経験した里親の80%以上が積極的な意識を持っていることから、今後の活用が期待される。

なお委託一時保護は、一時保護所のない児童相談所では所内保護とほぼ同数あるが、一時保護所がある児童相談所でも3対1の割合で利用しており、大規模施設の方が多く利用している傾向にあった。また医療機関への委託一時保護は46.0%の児童相談所しか利用していないが、委託した場合は精神科59.8日、小児科25.7日と長期になっている。

さらに学級担任や児童委員等への委託一時保護制度の活用について児童相談所は慎重であるが、一般的な委託一時保護制度の活用には積極的であった。

委託一時保護を受託した機関からは「児童相談所からの支援」を求める声(34.8%)が委託費の改善(23.5%)より多く、児童相談所が委託費の改善(69.2%)を第一の課題に挙げているのと、認識に大きなズレが見られる。

#### (9) 精神病院等及び少年鑑別所への委託一時保護

平成17年度の全国児童相談所長会において厚生労働省より精神病院等への委託

一時保護が可能との説明があった。そのため全国の児童相談所に精神病院等への委託一時保護についての意識調査を行った。

結果として、「積極的に考える(6.1%)」、「ある程度積極的に考える(47.4%)」という積極的な意見が半数を超えた。

また対象となるであろう事例として(表-13)のような事柄があがったが、これらは一時保護所では対応に苦慮している項目とも重なると思われる。なお委託する上での留意点としては、保護者・本人の同意(32.5%)、人権への配慮(15.0%)、病院との共通理解(6.3%)などであった。

一方少年鑑別所への委託一時保護は2件の実績があったが、「あまり積極的に考えない」、「積極的に考えない」という消極派が48.5%で、積極派より多かった。また少年鑑別所の受け入れ可能性は別として、委託一時保護という行政の判断だけで行動制限を行うことについては、「ある程度問題」、「かなり問題」を合わせて64.3%と、3分の2の児童相談所が慎重な判断をしている。

## D. 考察

### (1) 一時保護所の分類

要保護児童の一時保護の実施形態として、児童相談所の一時保護所を利用する所内一時保護と、他の機関にお願いする委託一時保護の二つがある。

これまでの研究でも一時保護所の状況はある程度把握され、定員規模などから状況が分析されてきていた。

しかし今回の調査では、全国の一時保護所が職員体制や入所児童数などさまざまな状況にあることから、平成16年度の一日あたりの平均入所児童数によって、7人未満の小規模施設(40ヶ所)、7人以上1

4人未満の中規模施設（26ヶ所）、14人以上の大規模施設（21ヶ所）の3つのタイプに分けて分析した。

この3分類による一時保護所の様々な側面の実態は、（表-1）の一覧表のように、平均値では捉えきれないそれぞれの規模の一時保護所の特徴や課題が明白になったと考える。なお各一時保護所の定員は施設規模でほとんど差がなく、定員から一時保護所の実態を捉えることは難しいと思われる。

### （2）一時保護（所）自身が持つ課題

一時保護とは、子どもが家庭や保護者から離れて生活することである。様々な事情があるにしろ、保護者や今まで生活していた環境から離れて、新しく出合った人達（子どもやおとな）の中で生活することになる。そのような境遇の子ども達の心身の安定と安心を保障するものでなくてはならない。

しかし一時保護所は常に入退所があり、1日で12～17%の子どもが入れ替わる。その結果、集団としてのまとまりが作りづらく、積み重ねが困難である。一時保護所の中でイジメやケンカが起きやすいのも、毎日メンバーが変わるという不安定さの表れでもある。

しかも里親以外の一時保護の形態は集団処遇であり、不安定な子ども一人ひとりの心を十分に受け入れることができないという、システム的な課題がある。

逆にそのような不安定な子どもへの配慮を十分行う職員体制や施設環境について検討することが大切である。

### （3）小規模施設の課題

小規模施設と分類した一時保護所はこの調査では40ヶ所で、調査対象の45.5%である。1日当りの平均入所児童数は3.6人だが居室は3.6部屋あり、1人当り

の居住面積も6畳と空間的な余裕はある。その結果、対職員暴力は少ない。

しかしその分職員数は少なく、福祉の専門職の割合が低く、夜間は舎監や非常勤職員、児童相談所の他の部門からの応援職員などが交代で泊まることも半数はある。また1人勤務の場合、緊急対応や保護者対応、反抗的な子どもたちへの対応として男性が割り当てられることが多い。

その結果、一時保護された子どもは常に新しい大人との関係を作る必要があり、またオムツをした幼児の世話や思春期の女子への対応など男性職員には苦手な課題も多く、安定して暖かい生活環境を保証することが困難な状況にもなる。

そのことは、一時保護所の対応力の低下を招き、結果として入所児童数の抑制や、対応困難児を委託一時保護する割合の高さとなって現れる。

ところで経済効率から都道府県の行政改革の検討課題として、小規模一時保護所の統廃合の話がよくあるようである。しかし逆に一時保護所を併設していない児童相談所では、移送や面接など日常の業務に支障もあり、全児童相談所への一時保護所の設置を求める声もある。また別の一時保護所からの距離が遠くて一時保護所同士の役割分担できないところが76%もある。つまり収容人数は少なくとも地理的な条件で、その地域にとっては欠かすことのできない存在であり、そこの一時保護所を廃止することの児童福祉の援助力にとって、ダメージが大きいことも予想される。

このような小規模施設の適正規模や職員体制、全児童相談所への併設の必要性、併設しない場合に必要な対応方法などについては今後の検討課題である。

### （4）大規模施設の課題

大規模施設の居住環境は劣悪で、1日平

均23人の子どもが約7部屋で寝起きしており、その部屋は、子ども1人当たり畳1枚半の空間しかない。「ある日」の状況では、昼間は職員1人で9人を、夜は20人の子どもを担当することもあり、対職員暴力の起こる可能性も高い。

ただその分、福祉職などの専門職の配置や学習指導員の配置、一般行政職からの異動の少なさ、学習室、静養室の整備などの配慮はみられる。

ところで最近では、一時保護児の増加により一時保護所の定員増など大規模化が進んでいるが、その分職員を配置したとしても、子どもの集団としての適正規模があり、「子どもが10人を超えると落ち着かなく」なり、一時保護所の大規模化は、施設面や人員配置などを十分に充実させないと、入所する子どもに負担がかかることになる。このように考えると、一時保護所の安易な大規模化、機能の集中化はすべきでない。

とはいえ現在の一時保護所への需要を考えると、逆に例えば15人を基準に最大20人の一時保護所を別の場所に増設するか、一時保護所の生活の単位をユニット化するなど、集団としての適正規模を考慮する必要がある。

#### (5) 職員体制

困難場面の検討の結果、職員1人当たりの子どもの数が3人であれば、大きな問題が起きないが、5人であれば約半数の場合に対応困難な状況が起きやすいことが分かった。

このことから一時保護所の職員体制は、子ども4人に対して常時1人の配置が必要であると考えられる。ただ「ある日」の中規模施設のように職員1人当たり3.2人でもトラブルが大規模施設より多いなど、単に子どもの人数だけではなく、入所している

子どもの状況や子ども同士の関係で集団の雰囲気は大きく変わる。

また同様に、1日10、4人の中規模施設に比べて1日平均の児童数が24、5人の大規模施設で対職員暴力の発生率は1.7倍ある。このように考えると、今回の調査にあったように、一時保護所の適正規模は11～14人程度だと思われる。

#### (6) 教育保障の重要性

一時保護所での入所期間が長期化するに従って、近年一時保護所内での教育の保障への関心が高まっている。今回の調査でも、常勤や非常勤での学習指導員の配置や、現職の教員を児童指導員として配置するなど全国の約3分の1の一時保護所には何らかの形で学習指導への配慮が行われていることがわかった。

しかし一時保護児の3分の2が学齢児であり、「ある日」の調査でも常時千人以上の子どもが2週間から1ヶ月以上学校から離れた生活をしており、教育保障が緊急な課題である。

具体的には非常勤の学習指導職員の全一時保護所配置が必要である。例えば、午前中に2～3時間、午後も1～2時間程度の学習時間を確保し、子どもの発達や学習到達度に応じた個別課題と、総合学習的な取り組みを組み合わせることが有効であろう。

困難場面の調査でも学習時間や自由時間にトラブルが起きていることをみると、適切な学習指導が一時保護所の生活の質の向上に極めて大切と思われる。

#### (7) 心理士の活用

調査の結果、児童心理司は様々な業務を担当しているため、一時保護に関わる時間は全業務時間の14.5%に過ぎない。つまり業務過多で多忙なため、一時保護業務

も含めて、どの業務でも求められる量や質の確保が困難な状況にあることが伺われる。

また一時保護所の心理士は心理診断や定期的な面接より、生活場面での出来事に即応する形で話を聞いたり、感情を受け止める生活場面面接が中心であることが分かった。

しかし児童相談所には常勤の児童心理司がおり、また直接処遇職員との関係で、非常勤の一時保護所の心理士の役割りの明確化が求められる。

#### (8) 最低基準の見直し

児童相談所の一時保護所は児童福祉法施行規則第35条により児童養護施設の基準が準用されている。しかし今回の調査の結果、居室面積が定員を満たしていない一時保護所があり、まず定員の見直し、定員に合わせた居室の確保が最低限必要である。

しかし今までみてきたように、一時保護所は常時子どもの入退所があつて集団として安定せず、指導の積み重ねが困難である。非行児や被虐待児など、情緒障害児短期治療施設や児童自立支援施設に入所を検討する子どもが大規模施設では6割を占めており、児童養護施設の基準の準用では現実に対応できない状況にある。

そのため今後は、一時保護所の実態に合わせた独自の最低基準の制定が必要である。

#### (9) 委託一時保護

委託一時保護は、一時保護所のない児童相談所では所内一時保護とほぼ同数行われており、かなり活用されている。

一方、一時保護所を持つ児童相談所においても、3対1の割合で委託一時保護が行われている。

このような状況から、今後の委託一時保護の利用は増えるが、委託料については児童相談所も受託する側も不満が多く、見直しが必要である。特に児童養護施設や乳児院は、市町村からの委託も受けており、その場合の費用との差に不満が多い。

また受任機関は児童相談所の支援を求める声が多く、児童相談所の側の反省と今後の積極的な支援が、委託一時保護を拡大するうえで大切であろう。

## E. 結論

今回、全国の児童相談所や委託一時保護を受けた様々な機関の協力により、要保護児童に対する一時保護の実態と課題がかなり明らかになった。ご協力をいただいた多くの方にお礼を申し上げたい。

特に児童相談所の一時保護所には、詳細な資料や「ある日」の状況調査など、お忙しい中でかなり煩雑な作業をお願いすることになった。しかしその結果、小規模、中規模、大規模というそれぞれの規模の一時保護所が持つ現状や課題がかなり明らかになったのではないかと自負している。少なくとも(表-1)を眺めながら、色々な状況を思い浮かべ、様々な角度で検討する足がかりを得たと思う。

今回の研究の結果が、現場で働く職員が日頃感じている感覚や状況に合致し、統計結果として表されたのであれば、幸いである。逆に日常の状況とは違うのであれば、早急に検討を行いたい。

しかし職員体制や勤務形態など、各地の状況がさまざま、今回の調査では十分解明しきれていない部分も多い。また、現状分析に追われ、具体的なガイドラインの作成には至っていないとの反省がある。

次年度はこの研究結果を踏まえ、委託一時保護を含めた要保護児童の一時保護のあり方について、具体的な政策提言を行い、

援助の指標作りを考えたい。

#### G. 業績

- 1 論文発表  
なし
- 2 学会発表  
なし

#### 3 その他

厚生労働省主催「平成17年度児童相談所一時保護所職員研修」（平成18年2月2日及び2月15日、武蔵野学院）において、今回の研究のいくつかの統計資料を使って講義を行った。

(表一) 一時保護所の分類と属性

	平均	小規模	中規模	大規模
1日平均入所児童数	—	7人未満	7人以上14人未満	14人以上
数	87ヶ所	40ヶ所	26ヶ所	21ヶ所
定員	19.5人	19.3人	16.8人	23.2人
1日あたりの児童数	10.6人	3.6人	10.4人	24.5人
定員比の入所率	54.4%	18.7%	61.9%	105.6%
1日の最大児童数	17.6人	9.0人	17.4人	34.7人
「ある日」の入退所	1.3人	0.6人	1.2人	2.9人
一人平均入所日数	22.0日	14.3日	24.9日	34.7日
居室数	4.9部屋	3.6部屋	5.3部屋	6.8部屋
居室1部屋当りの児童数	2.2人	1.0人	2.0人	3.6人
居室面積	79.2㎡	72.6㎡	61.1㎡	118.6㎡
一人当たりの居住面積	7.5㎡ (2.3畳)	20.2㎡ (6.1畳)	5.9㎡ (1.8畳)	4.8㎡ (1.5畳)
生活面積	215.7㎡	174.1㎡	193.1㎡	327.9㎡
一人当たりの生活面積	20.3㎡ (6.2畳)	48.4㎡ (14.7畳)	18.6㎡ (5.6畳)	13.4㎡ (4.1畳)
対職員暴力ありの割合	—	20.8%	29.2%	50.0%
興奮パニックありの割合	—	36.2%	31.9%	31.9%
常勤児童指導員に占める 福祉職採用の割合	71.7%	36.9%	53.0%	80.5%
一般行政から異動	16.0%	25.3%	20.0%	7.9%
平日昼間と休日夜間の職 員体制(注)	昼 4.0人 夜 2.6人	昼 2.8人 夜 1.9人	昼 4.3人 夜 2.9人	昼 5.9人 夜 3.7人
職員1人あたりの児童数 (注)	昼 2.7人 夜 4.1人	昼 1.3人 夜 1.9人	昼 2.4人 夜 3.6人	昼 4.2人 夜 6.6人
「ある日」の指導員保育 士以外の夜勤勤務者の割 合	39.4%	50.8%	45.2%	19.2%
「ある日」の児童数	14.5人	1.7人	12.2人	41.9人
「ある日」の児童指導員 保育士一人当たりの児童 数	昼 4.6人 夜 12.0人	昼 0.8人 夜 2.3人	昼 3.2人 夜 9.3人	昼 8.8人 夜 19.9人
状況によって子どもを施 設に委託保護する割合	39.0%	59.4%	31.3%	9.4%
別の一時保護所が遠く相 互利用が不便	31.3%	76.0%	20.0%	4.0%

(注) 職員として、昼間は非常勤の心理士や学習指導員など、夜間は舎監や宿直職員などを含む

(表-2) 一時保護所と児童養護施設の各月ごとの入所率の推移

月	児童養護施設	一時保護所	順位
4	0.888	1.60	⑪
5	0.892	1.30	⑫
6	0.900	1.74	⑩
7	0.908	1.89	⑧
8	0.909	2.24	③
9	0.920	1.91	⑥
10	0.911	1.91	⑥
11	0.929	1.76	⑨
12	0.935	2.37	②
1	0.937	2.16	④
2	0.939	2.63	①
3	0.942	1.99	⑤
平均	0.918	1.96	

(表-3) 相談種別ごとの退所先と入所日数

		相談種別 (人)				平均入所日数 (日)
		養護相談	うち虐待	非行ぐ犯	その他	
退所先	児童養護施設	31.8	15.6	2.3	2.4	34.7
	児童自立支援施設	1.8	0.7	5.7	0.8	32.2
	情緒障害児短期治療施設	1.5	1.1	0.1	0.6	67.6
	里親	3.1	1.1	0.1	0.2	37.0
	自宅	68.4	27.9	13.2	12.6	28.5
	その他	12.6	4.8	3.1	2.4	20.4
平均入所日数 (日)		34.0	26.8	23.0	17.9	28.0

(表-4) 一時保護所心理士の業務 (複数回答)

	度数	割合 (%)
生活場面面接	42	73.7
一時保護所会議出席	41	71.9
心理診断	28	49.1
援助方針会議出席	22	38.6
児童心理司と連絡調整	21	36.8
継続的心理面接	21	36.8
幼児の保育	24	42.1
掃除指導	20	35.1

(表-5) 学習権を保障する人員配置

	学習 指導員	児童 指導員	合計
常勤	4 カ所 (4.6%)	・ 教員 10 カ所 (11.5%) ・ 教員以外で 教員免許あり 13 カ所 (14.9%)	27 カ所 (重複なし) (31.0%)
非常勤	20 カ所 (23.0%)		20 カ所 (23.0%)
合計	23 カ所 (重複 1 カ所) (26.4%)	23 カ所 (26.4%)	41 カ所 (重複 6 カ所) (47.1%)



(表-6) 「ある日」の子どものトラブル

	いじめ	口げんか	けんか	暴力を伴う	物壊し	かんしゃく	他児への暴力	職員への暴力	職員への反抗	夜尿	パニック	無断外出	自傷行為	トラブル	その他の	総数
大規模	0.19	0.60	0.19	0.00	0.29	0.00	0.00	0.00	0.00	1.52	0.14	0.10	0.00	1.25		4.27
中規模	0.65	2.54	0.38	0.08	1.36	0.19	0.08	0.54	0.27	0.00	0.04	0.00	0.00	2.00		8.13
小規模	0.03	0.54	0.00	0.00	0.15	0.03	0.00	0.05	0.08	0.03	0.03	0.00	0.00	1.67		2.58
全体合計	0.25	1.14	0.16	0.02	0.54	0.07	0.02	0.18	0.48	0.05	0.05	0.00	0.00	1.60		4.57
	22	97	14	2	46	6	2	16	42	4	4	0	0	16		271

\* その他のトラブルの例

ナイフの隠蔽	母子分離により泣く	騒ぐ	無外し
帰宅			
他の子どもに威嚇	ふざけっこによるけが	男女の身体接触	
ハンガーストライキ	学習意欲低下	日課に従わない	
お気に入り男児の取り合いめいたイライラ			

(表-7) 対応困難場面の内容

度数

項目	度数	割合
職員への反抗	56	50.5%
興奮・パニック	47	42.3%
器物破損	40	36.0%
無断外出	36	32.4%
子ども間暴力	30	27.0%
対職員暴力	24	21.6%
合計	111	100.0%

欠測値 N

1

(表-8) 対応困難場面発生要因 (複数回答)

原因

項目	度数	割合
非行児の重複	30	26.8%
入所期間が長い	29	25.9%
入所児童の多さ	27	24.1%
職員数の不足	26	23.2%
一時保護所の狭さ	26	23.2%
同年齢児の重複	22	19.6%
職員の目の届かないところでイジメがある	17	15.2%
児童福祉司の接触不足	13	11.6%
子どもの不満の蓄積	54	48.2%
合計	112	100.0%
欠測値 N	0	

(表-9) 子どもの要因 (複数回答)

子どもの状況

項目	度数	割合
養護ケース	45	40.9%
身体的虐待	27	24.5%
ネグレクト	20	18.2%
性的虐待	5	4.5%
心理的虐待	21	19.1%
非行ケース	66	60.0%
合計	110	100.0%
欠測値 N	2	

(表-10) 困難状況との職員1人あたりの人数比①

	3名未満	3名以上
「職員への 反抗」あり	9 18.4%	40 81.6%

(表-11) 困難状況との職員1人あたりの人数比②

	5名未満	5名以上
「職員への 反抗」あり	22 44.9%	27 55.1%
「器物破損」 あり	14 40.0%	21 60.0%

(表-12) 委託一時保護受任機関の意識

	積極的	やや積極的	やや消極的	消極的	その他	合計
児童自立支援施設	4 9.5%	1 2.4%	4 9.5%	17 40.5%	16 38.1%	42 100%
児童養護施設	8 11.9%	24 35.8%	16 23.9%	7 10.5%	12 17.9%	42 100%
情短施設	3 15.0%	3 15.0%	3 15.0%	5 25.0%	6 30.0%	20 100%
乳児院	6 37.5%	3 18.8%	2 12.1%	1 6.3%	4 25.0%	16 100%
里親(受任経験者)	29 42.7%	26 38.2%	4 5.9%	5 7.4%	4 5.9%	68 100%

(注) 児童養護施設、乳児院は20%のサンプル、児童自立支援施設、情緒障害児短期と量施設は全数、里親は受託経験者のみ

(表-13) 対象となると思われる事例

	度数	割合 (%)
自傷・他害	27	31.1
精神疾患	22	25.4
治療必要	16	18.4
発達障害	9	10.3
精神症状	7	8.0
自殺企図	5	5.7
その他	1	1.1
合計	87	100

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

## 1-2 児童相談所及び一時保護所の状況

安部計彦（西南学院大学人間科学部）

### 1 児童相談所の概要

#### （1）管轄人口

全国の児童相談所の規模は（表-1）のように様々で、管轄人口は今回の調査の時点でも最小の6万4千人から最大の217万5千人まで3.4倍の大きさの差があった。平均は66万4千人、中央値は58万8千人であり、全国平均では児童相談所運営指針に示されている「人口50万人に1ヶ所」という基準はおおむね満たされている。しかし100万人以上の管轄人口を抱える児童相談所も28ヶ所あり、地域の身近な相談機関とはなっていない状況がうかがえる。

#### （2）一時保護所の併設

児童相談所長は児童福祉法第33条により「児童に一時保護を加えることができ、また「適当な者に委託して、一時保護を加えることができる」と規定されている。そのため施設として児童福祉法第12条の4には「児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設を設けなければならない」と規定されている。

しかし全国の児童相談所187ヶ所のうち、一時保護所を併設するのはその59、9%に当たる112ヶ所である。

今回の調査では、全国の139ヶ所（74、3%）の児童相談所から回答を得たが、特に一時保護所を併設している児童相談所の77、7%に当たる87ヶ所から回答い

ただき、この問題への関心の高さを示している。

#### （3）相談件数と一時保護率

全国の児童相談所が受け付ける相談件数の平均は1671,6件で、174、3件の虐待相談を含んだ養護相談が23、0%の384,4件、非行相談が5、5%の92,5件となっている。

そして当然のことだが（表-2）のように、児童相談所が受け付ける相談件数が増加すると、一時保護件数も増加している。

#### （4）一時保護率

相談件数のうちに占める一時保護の割合を「一時保護率」として検討した。

まず養護相談の一時保護率は平均27、5%であるが、（表-3）のように50%を超える児童相談所が15ヶ所ある一方、10%以下が15ヶ所あるなど、児童相談所による差は大きい。

このことは、一時保護や施設入所が必要となってから受け付けるなど、児童相談所が関係機関などから養護相談を受ける姿勢や役割分担に差があることも伺われる。

そのうち虐待相談の一時保護率は28、7%で、うち数であるとはいえ一般の養護相談の27、5%とほとんど差は見られない。また（表-4）のように一時保護率10%以下が19ヶ所、50%以上が15ヶ所というのも同様な傾向である。

しかし全国平均で見ると年間に39人の

被虐待児を一時保護しており、月平均で3,25人となるが、中には(表-5)のように年間100人(月平均8,3人)を超える一時保護を行っている児童相談所も8ヶ所ある。

一方、非行・触法相談では、(表-7)のように、一時保護率は19,7%と養護相談に比べて7,8ポイント低い。これは非行相談5人のうち4人は一時保護を行わない対応である。すべての子どもに一時保護が必要なわけではないが、必要な時に適切に一時保護が行われているか、気になる結果である。

また非行・触法相談で一時保護した人数は(表-6)のように平均25,9人で、月に2人程度の保護となっている。ただ年間10人以下の一時保護所が31ヶ所、5人以下も11ヶ所あり、実質的にほとんど非行児を一時保護していないところもある。一方60人以上を保護している一時保護所も9ヶ所あり、そこでは毎週1人は新規に保護している状況である。

以上のように児童相談所ごとに、また相談種別によって、一時保護件数や一時保護率が大幅に違うことが分かった。

## 2 施設の状況

児童相談所の一時保護所が満杯な状況にあることが注目されているが、その原因の一つとして、措置先である児童福祉施設の入所状況(充足率)が高いことが挙げられている。そこで今回の調査でも全国の児童福祉施設の充足率を調査した。

### (1) 乳児院の状況

全国の乳児院の年間充足率は、全国の分布は(表-8)のようで平均82,0%、中央値85,1%と高水準である。

しかし90%以上が一番多い一方60%以下も10ヶ所あるなど、地域によってかなりばらつきがある。

### (2) 児童養護施設の状況

一方児童養護施設の充足率は、(表-9)のように全国平均で92,3%あるだけでなく、最低でも67,5%で、ほとんどが85%を超えており、95%を超えるところも41ヶ所(32,3%)もあり、(表-10)のように年度末には94%になる。95%以上というのは、定員50名の施設で48人以上が入所していることになり、ほとんど空きがない状態である。

そこで平成16年度の各月の児童養護施設の充足率と一時保護所の入所状況を比較した。なお一時保護所の入所状況は、入所件数を定員で割った数である。

(表-10)を見ると、児童養護施設は4月から年度末であるまで一貫して増加しているが、一時保護所は多い順に2月、12月、8月、1月、3月、9月・10月で、11月を除き年度後半に一時保護が多い。特に12月から2月までの3ヶ月間がピークで、「年度後半が多く、特に冬に一時保護所がいっぱいになる」という状況がある。

### (3) 情緒障害児短期治療施設の状況

全国的情緒障害児短期治療施設の年間充足率は平均で78,4%であるが、(表-11)のように最低33,3%から最高97,2%までと各地域によってかなりばらつきがある。情緒障害児短期治療施設は、被虐待児や発達障害児など安定した対人関係の形成や集団活動が困難な子どもが対象であるため、職員は対応に苦慮することも多いと思われる。そのため児童相談所からの入所の希望があっても、施設としては受け入れに慎重であったり、措置児童の受け入れの間隔をあけることも想像される。その結果、(表-41)のように施設入所を待つために一時保護期間が長期化する状況も見られる。

### (4) 児童自立支援施設

全国各県1ヶ所はある児童自立支援施設

は、(表-12)のように全国平均の充足率は65.0%であるが、最高は123.7%から、最低が15.6%と約8倍の大きな開きが見られる。その背景として施設の構造や職員配置などから、定員と実際に受け入れ可能な児童数に差が見られるのかもしれない。

### 3 一時保護所の施設面の状況

#### (1) 居室

今回の調査では居室について性別や年齢に分けて設置状況を調べたが、「入所している男女の比率によって居室を使い分ける」ため、「区別なし」という回答も多かった。そのため、居室数全体の状況を報告する。

まず居室数は(表-13)のような分布を示し、全国平均は4.9部屋である。多い順に4部屋が24ヶ所、3部屋が16ヶ所、6部屋が15ヶ所であった。男女を同じ居室に入所させるわけにはいかないの、居室の最低基準は2部屋となる。また3部屋では男子、女子、幼児という部屋割りになり、個室がない。この結果、暴力的な子どもやいじめられている子どもなどへの個室処遇が困難になる。

また全国の1日平均の入所人数は10.6人であることから、1部屋あたり2.2人の子どもが生活していることになる。

このうち小規模施設の居室数は(表-14)のように平均は3.6室で、一番多いのは4部屋の14ヶ所であった。小規模施設の平均入所児童数は3.6人であることから、1部屋あたりの児童数は1.0人で、日常生活では、ほとんど個室化していることが推察される。

一方大規模施設は平均6.8室で、6部屋が7ヶ所であった。入所児童数の平均は24.5人、最低でも平均14人以上が生活しているのに4部屋以下が未記入を除き

3ヶ所もある。平均でも1部屋に3.6人で生活していることになる。

大規模施設は小規模施設に比べて入所児童数は6.8倍であるにもかかわらず居室数は1.9倍しかない。

#### (2) 個室

一時保護所での個別対応を考える際、居室の個室化がまず念頭に置かれるが、全国の様子は(表-16)の通りである。

61ヶ所(全体の70%)の一時保護所では個室がなく、個室があるのは25ヶ所である。そのため居室と個室の相関関係を見ると、(表-17)のように、居室のほとんどが個室になっている群と、個室がない群の2群に分かれている。

そのうち小規模施設の個室数は、(表-18)のように、平均は1.1部屋あるが、26ヶ所(65.0%)の一時保護所には個室はない。ただすでに述べたように、小規模施設では居室の運用自体で個室化が図られているともいえる。

一方大規模施設では、(表-19)のように、個室数の平均は1.9室あるが、12ヶ所(57.1%)の一時保護所では個室がない。全国平均より個室の整備率は高いが、多くの子どもが集団で生活している大規模施設こそ個室の必要性は高いと思われるが、現実にはそうっていない。このように見てくると、個室の設置状況は、一時保護所の規模(入所人数)とは関連性が少ないと思われる。

#### (3) 居室以外の部屋

居室以外の部屋については(表-20)のように、学習室と食堂は必ずどの一時保護所にもある。また園庭はほとんどの一時保護所にあり、その70%は専用であるが、逆に体育館は3分の2の一時保護所ではなく、体育館の有無は規模には関係なかった。自由に外出できない一時保護所では、ストレス発散に園庭で運動することが多いが、

雨の日が続くとストレスがたまりやすいため、体育館の必要性は高いと思われる。学習室は、(表-21)のように、小規模一時保護所ではほとんどが兼用で使用しているが、大規模一時保護所では3分の2が専用の学習室を完備している。つまり一時保護所の入所児童数が増えると、学習保障の観点から専用の学習室の必要性が高まると思われる。

また静養室は、(表-22)のように、小～中規模施設では半分程度の施設では設置されておらず、あっても兼用である。しかし大規模施設では、兼用もしくは専用に静養室が整備されている。

居室以外の部屋として(表-20)での調査以外にどのような整備がされているか調査した。その結果は(表-23)で、具体的には面接室3ヶ所、面会室2ヶ所、幼児保育室、工作室各1ヶ所などの記述があった。

しかし本来は直接子ども達の日常生活する状況を把握する目的であったが、浴室や指導員室、屋上、倉庫などの記述があり、調査に当たっての説明が不十分であった。

#### (4) 定員

全国の一時保護所の定員は(表-24)のような分布で、15～17人が17ヶ所、10～12人が14ヶ所、20～22人が13ヶ所で平均は19,5人である。

しかし現実には居室の数や面積、対応する職員数などの関係で、一時保護可能な人数が定員とは違う場合があり、各一時保護所に実際に入所可能な児童数を「実定員」として、その状況を調べた。

その結果は(表-25)のような分布で、平均19,4人と定員と差がなかった。

また実定員と定員の間を調べると、(表-26)のように、約64,8%の一時保護所は定員通りに実定員を想定しているが、定員の2倍から、半分以下まで様々

であった。

小規模施設の定員は(表-27)のように、平均は19,3人であるが、40人が2ヶ所、60人が1ヶ所あった。平均入所児童数は3,6人であることを考えると、定員の18,7%しか入所していないことになる。しかしこのことは逆に、別項で見ると、居室の状態や職員配置から、定員の20%程度しか入所できない状況とも言える。つまり定員からは小規模な一時保護所の状況は把握できないと思われる。

また大規模施設の定員は、(表-28)のように、平均は23,2人であるが、20人以下が7施設ある。大規模施設の平均入所児童数は22,9人であり、平均で定員の98,7%の入所と、常時定員いっぱいの子どもが入所している。

居室数と実定員の間を調べたが、(表-29)のように余り相関は見られず、居室6部屋の方が10部屋の一時保護所より収容人数が多い場合も見られた。

#### (5) 居住面積

##### ① 居室面積

子どもの生活空間を居室面積と居室以外の生活面積に分けて調査した。そのうち居室面積については(表-30)のような分布を示し、平均は79,2㎡であった。

そのうち小規模施設の居住面積の分布は(表-31)の通りで平均は72,6㎡(22,0畳)であった。

一方大規模施設は(表-32)のようであって平均は118,6㎡(35,9畳)である。

##### ② 子ども一人当たりの居室面積

一時保護所は児童福祉法施行規則第35条により児童養護施設の最低基準が準用されるため、子ども一人に対する居室面積は最低3,3平方メートルが必要である。この最低基準は、たたみ1畳分の広さである。

そこで定員ではなく実際に入所している子ども一人あたりの居室面積を計算すると

7, 5㎡ (2, 3畳)であった。なおその分布は面積に比例する。

そのうち小規模施設では一人あたり20, 2㎡ (6, 1畳)で、6畳の部屋を一人で占有する広さである。一方大規模施設では一人あたり4, 8㎡ (1, 5畳)にすぎず、4畳半に3人が寝起きする状態である。

### ③ 居室余裕率

そこで、居室面積から算定される入所可能児童数と実際の入所児童数を比較し、その比率を計算した。

全国の状態は(表-33)のようで平均は1, 21である。しかし1以下、つまり入所している子ども1人あたりの最低基準を満たしていない一時保護所が27ヶ所(36, 0%)ある。

小規模施設の居室余裕率は(表-34)のような分布を示し、平均8, 1であった。つまり1人で基準の8倍の余裕がある。また1以下はない。

一方大規模施設では、(表-35)のような分布を示し、平均1, 58であった。基準の3倍の余裕がある一時保護所の一方、以下、つまり居室としての最低基準を満たしていない一時保護所が5ヶ所(29, 4%)あることも分かった。

### ④ 生活面積

トイレや風呂、園庭などをのぞき、子どもが実際に生活している面積は、(表-36)のように分布し、平均で215, 7㎡だが、中央値は159, 0㎡であった。

小規模施設に入所している一人当りの生活面積は(表-37)のような分布となり、平均62, 1㎡ (18, 8畳)であった。

一方大規模施設に入所している子どもの一人当たりの生活面積は(表-38)のようなどで平均は16, 6㎡ (5, 0畳)であった。

生活面積の差は3, 7倍で居室面積ほど

はないが、大規模施設の居住環境の悪さは明白である。

## 4 入所児童の状況

### (1) 年齢・相談種類ごとの入所児童の状況

一時保護所に入所している子どもの年齢と相談種別を見ると、(表-39)のように幼児はほとんどが養護相談であり、そのうち虐待相談は全体の3分の1程度である。小学生になると非行相談が出始めるが、ほとんどは養護相談であり、かつ虐待相談は全体の40%を超える。一方中学生および中学生以上になると3分の1が非行・触法相談になり、養護相談の割合は全体の約半分になり、虐待相談も全体の4分の1程度になる。

また一時保護する年齢は、小学生が全体の3分の1以上になり中学生も全体の30%弱になっている。合計すると65, 8%の学齢児が在籍していることになる。小規模施設でも平均で3, 4人の子どもが常時入所していることから、推計で2, 2人の学齢児がいることになる。このことは一時保護中の子どもの教育権の保障の重要性をあらわしている。

一方、中学卒業後の子どもの一時保護は全体の10%弱であるが、高校に通っていない子どもの児童福祉施設への入所が難しいため、処遇に困るとい話しも聞く。

一時保護所に入所する人数は、2年間で8%増加し1日平均の在籍児童数も2年間で20%以上増えている。また一時保護所での在籍日数も2年間で10%増え、平均で3週間以上となっている。

また一時保護した子どもの入所日数を相談所別と退所先によって分類すると、(表-41)のようになった。

非行相談は約23日、その他の相談は18日であるが、虐待相談は約28日と長期



化している。また虐待相談を含めた養護相談は34日と平均で1ヶ月を超えている。養護相談の中には迷子や家出を含むことを考慮すると、「要保護児童」として保護者がいない、または保護者に監護させることが不相当と思われる子どもの処遇が（表-10）のように児童養護施設の定員いっぱいの状況の中で、一時保護が長期化していることが分かる。

また退所先で見ると、自宅に帰る子どもでも平均で1ヶ月近く入所しているばかりでなく、児童養護施設、児童自立支援施設、里親委託など施設入所する子どもはみな1ヶ月を超えている。特に情緒障害児短期治療施設に入所する子どもは2ヶ月以上の保護が普通となっている。

#### 5 職員体制

児童相談所の一時保護所の職員体制は、児童福祉法施行規則第35条により児童養護施設の基準が準用され、3歳未満が子ども2人に対して職員1人、幼児が子ども4人に対して職員1人、学齢児以上は子ども6人に対して職員一人の配置になっている。また非常勤の心理士は、各県の中央児童相談所と政令市の児童相談所に配置できるように予算措置を講じているが、それ以外の職員についての配置基準はない。

#### (1) 正規職員

一時保護所の正規職員には、児童指導員、保育士だけでなく心理士や学習指導員、看護師、調理員などが所属している。全国の一時保護所に配属された正規職員の分布は（表-42）のとおりで、平均は8,4人である。

一方、夜間指導員、非常勤心理士、一時保護協力員、調理師なども含めた非常勤職員は（表-43）のような分布で、平均5,8人、中央値5,0人配置されており、かなりの割合を非常勤職員に依存している実態が分かる。このような一時保護所の職員

を規模別に分類すると（表-44）のようになる。どの規模においても児童指導員、保育士が一時保護所の中心となっている。

なお全国の一時保護所で正規職員の看護師が21人、保健師4人、心理士4人、学習指導12人で勤務している。また非常勤の「その他」として、夜間嘱託（29人）、宿直補助員（29人）、宿直（18人）、生活指導員（16人）、当直（11人）など多様な職名で職員が配置されている。

#### (2) 常勤児童指導員

一時保護所の職員の中で直接子ども達の生活にかかわり、処遇の中心になるのは常勤の児童指導員と保育士である。そのうち保育士は国家資格としてある程度の専門性は確保されていると考えられるため、一時保護所の資質の向上に欠かせないのが常勤の児童指導員の専門性であろう。

そこで常勤の児童指導員の採用区分を規模別にまとめたのが（表-45）である。その結果、小規模施設では行政として採用された職員が半数以上であるのに対し、大規模施設では80%以上が福祉職として採用されていることが分かった。また常勤児童指導員のうち、行政事務職員と福祉職員の相関をみたのが（表-46）である。福祉職員の配置がなく行政事務職員だけで対応している一時保護所は多いが、一時保護所の規模が大きくなるにつれて行政事務職員の割合が減り、福祉職職員が10名以上いる職場では行政職員はいない。しかし都道府県（政令市）によっては福祉職という専門職の採用区分がないところもあるため、各児童指導員の持つ資格や出身を調査した。

その結果は（表-47）のように、一般行政は小規模施設は約25%であるのに、大規模施設では約8%と3倍の差があった。しかし社会福祉士、社会福祉主事、保育士などの専門資格の取得状況にはあまり

差はなかった。またどちらの施設も毎年5%程度の「福祉職場が初めて」という職員が配置されている。

### ③ 職員の勤務体制

さらに詳しく時間帯ごとの直接子どもの達の援助に当る職員の体制について調査した。分類として、児童指導員、保育士、その他とし、正規職員と非常勤職員に分けて整理した。

ただ調査に当たっての注意書きが不十分であったため、その他に課長や調理員などを記入もあり、分かる範囲で訂正した。また質問としては1日あたりの勤務者数を尋ねたつもりであったが、回答の中には配置されている職員数をすべて記入しているものもあった。さらに「児童指導員と保育士のどちらか1人」とか、「男女比が同じになるように勤務表を作成する」などの回答も「その他」とした。その結果一時保護所の職員体制と勤務実態については、十分に把握しきれていないため、次年度の課題としたい。

まず平日の昼間だが、学習指導や心理士の勤務があり、児童相談所の相談や判定部門の職員もほとんどが出勤しているため、体制的には一番充実している時間帯である。休日（土曜、日曜、祝日）昼間は心理士や学習指導員などの非常勤職員の配置がないため、職員体制は中～大規模施設で1名減るなど、どの施設も平日に比べて職員体制は弱い。一時保護所は24時間、365日子ども達が生生活する場所であるた

め、日中だけでなく夜間の対応が必要となる。生活面でも夕食や朝食、入浴、就寝などさまざまな援助が必要となる。

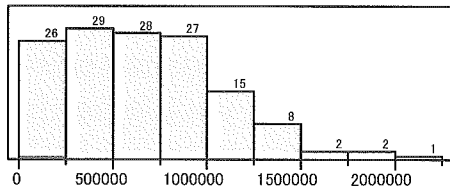
しかし職員数の関係で夜勤体制が十分とれず、宿直や舎監という勤務形態で実質的には子ども達への直接援助にかかわっている所も多いようである。また非常勤職員で職員の不足をカバーしている一時保護所は多い。

またまだオムツをしている幼児や思春期の男女が生生活するため、夜間に勤務する援助者は同性が原則であろう。

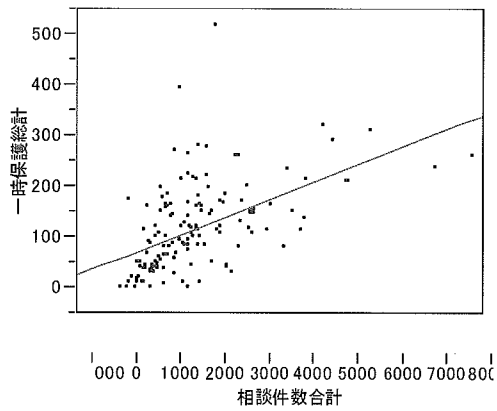
しかし小～中規模施設では、男性職員の割合が高い。これは夜間の緊急対応や暴力的な子どもへの対応のために男性職員の配置を優先するためと思われる。少ない職員体制の弊害と考えられる。休日夜間も基本的には平日夜間と状況は大差はなく、平日に比べてやや少ないものの、職員体制もほぼ同様である。以上をまとめて整理したのが（表-57）であるが、平日昼間に比べて職員体制が一番弱い休日夜間の職員の負担を「負担比率」として比べると1, 3～1, 5倍となっている。

なお繰り返すが、この職員の中には心理士や学習指導担当者、宿直や舎監などの人数が含まれており、最低基準で定める児童指導員や保育士などの直接処遇職員の割合を直接当てはめることはできない。

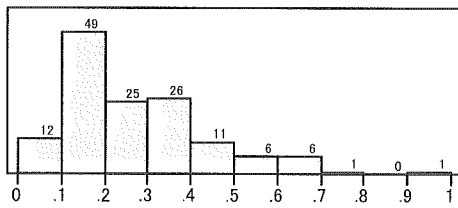
(表一) 児童相談所の管轄人口



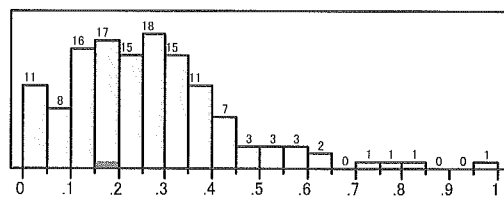
(表二) 相談件数と一時保護件数の相関



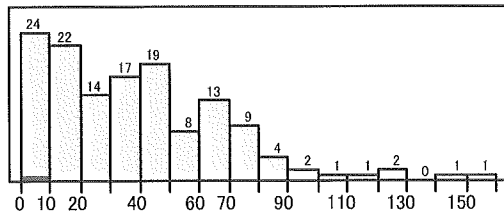
(表三) 養護相談の一時保護率



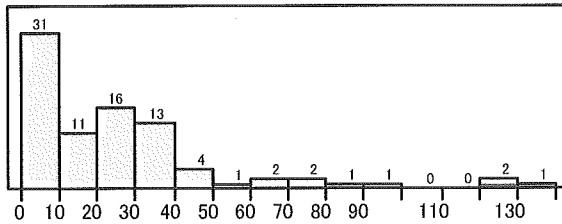
(表四) 虐待相談の一時保護率



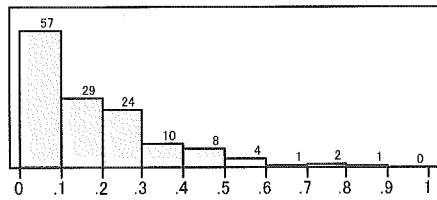
(表一五) 虐待相談の一時保護件数



(表一六) 非行・触法児の保護件数



(表一七) 非行・触法相談の一時保護率



(表一八) 乳児院の年間充足率

